

議案第 6 号

俱知安町印鑑条例の一部改正について

俱知安町印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

俱知安町長 文 字 一 志

俱知安町印鑑条例の一部を改正する条例

俱知安町印鑑条例（昭和54年俱知安町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を使用して、自ら多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）を利用し、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和8年11月2日から施行する。

説 明

個人番号カード等を利用して、コンビニ等に設置された多機能端末機により印鑑登録証明書の交付申請と交付を可能にするため、所要の改正を行うものである。

倶知安町印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
<u>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</u> <u>第14条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を使用して、自ら多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）を利用し、<u>印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></u>	〔新設〕

倶知安町印鑑条例の一部を改正する条例（案）について

1. 改正理由

各種証明書のコンビニ交付を実施するにあたり、コンビニ等に設置されている多機能端末機により印鑑登録証明書の交付申請と交付を可能にするため、所要の改正を行うものです。

2. 改正内容

電子証明書が記録されているマイナンバーカード等を利用して、コンビニ等に設置された多機能端末機により印鑑登録証明書の交付申請と交付ができるものとします。

3. 多機能端末機による交付申請時に必要とされるもの

- ・利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書
- ・移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備（スマートフォン）
- ・各利用者証明用電子証明書の暗証番号

4. 施行期日

令和8年11月2日